

公立大学法人会計制度の概要

1 企業会計原則の採用 ～効率的・効果的な業務の実施～

- ・地方独立行政法人(以下「法人」という。)の会計は、原則として企業会計原則による(法第33条)。
- ・複式簿記を導入し、企業会計並みの財務諸表を作成することで、資産・負債の状態や業務実施のための費用負担、収益獲得状況を把握可能とした。

(法人会計と官庁会計の主な相違点)

区分	法人会計	官庁会計
主目的	財政状態・運営状況の開示 〔目的達成とそれに要したコストとのバランス(事後評価を重視)〕	予算とその執行状況の開示 〔資源の投入管理(事前の管理を重視)〕
記帳形式	複式簿記	単式簿記
認識基準	発生主義 〔現金の授受にかかわらず財産価値の減少・増加・移動の事実の発生の時を基準として計算整理〕	現金主義 〔現金の授受の時を基準として計算整理〕
財務諸表	毎事業年度に作成し公表	

2 法人固有の会計基準 ～法人の特性に応じた処理～

- ・法人会計は、「地方独立行政法人会計基準及び同注解(総務省告示)」による(規則第1条)。
- ・当基準には、企業会計原則に基づく会計処理のほか、法人においては、公共的な性格を有し独立採算制を前提としていないこと、損益計算における利益の獲得を制度上予定していないことにより、固有の会計処理が定められている。

(主な法人固有の会計処理)

区分	企業会計原則	法人会計
償却資産の減価に係る会計処理	毎年一定額を業務実施のための費用(減価償却費)として、その年々の収益で賄われる。	・建物等の特定の償却資産については、減価償却相当額を損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額する。
退職給付等に係る会計処理	貸借対照表に引当金を計上する。	・財源が運営費交付金により措置される場合、引当金の計上はしない。
図書、美術品・収蔵品に係る資産計上	取得金額により資産・非資産に区分する。	・取得金額にかかわらず、固定資産として財産管理する。

区 分	企業会計原則	法人会計
運営費交付金・授業料の会計処理		<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金・授業料を受領したときに、相当額を運営費交付金債務・授業料債務として整理する。 業務の進行や期間の経過に応じて収益に計上する。
利益処分	配当金、役員賞与額及び積立金等の処分案を株主総会に提示する(株式会社の場合)。	<ul style="list-style-type: none"> 毎事業年度、利益が生じた時は、繰越欠損をうめた後なお残余がある場合、積立金として整理する。 設立団体の長に経営努力によるものと認定された場合は、中期計画に定める用途に充当可能。 中期計画期間終了時に積立金がある場合、設立団体の長の承認を得た上で、次期計画の財源に充当可能。この外に残余がある場合は設立団体に納付。

3 財務諸表

法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度終了後3ヵ月以内に設立団体の長に提出し、承認を受けなければならない(法第34条1項)。

(財務諸表の種類)

名称	内容
貸借対照表	資産、負債及び資本を記載し、法人の財政状況を表示
損益計算書	法人の業務に伴い発生した費用や獲得した収益を表示
キャッシュ・フロー計算書	法人の活動を業務活動、投資活動、財務活動に区分し、それぞれの現金の収支を表示
利益の処分又は損失の処理に関する書類	当期末処分利益の処分又は当期末処理損失の内容を表示
行政サービス実施コスト計算書	法人の業務運営において、損益計算書に反映されていない減価償却費や退職給付引当金等を算出の上、実質的に住民等の負担となる実施コストを表示
附属明細書	貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足 (固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細、たな卸資産の明細、有価証券の明細、長期貸付金の明細 など)